

- ス
- 天官貴人の生れも大貴である。祖先の陰徳をうけ、社會に發達し、上位に置
り身に官禄を加へ福神來つて此れを助け、財祿の厚きを至す生れである。
 - 福屋貴人の生れも大吉である。福祿繁昌し先輩の知遇をうけて大に發達する。
假令困窮に陥るも以上の善星あるものは常に天の助けを受け、將來大に發達
するか、然らざるも尚衣食に窮することはないのである。
 - 暗祿なるものは、不慮の天祐あり。窮境の中にあり愈々行詰りと思へば忽に
救來りて凶事がたちまち福と變じ或は人の救ひに逢ひ、嘗て窮迫のどん底に
陥ることのないものである。まして餘財を積みて他日の難に備へる心がけあ
るものもある。
 - 干祿はまた天祿と同じ、この星あるものは常に福祿をうける。
 - 天厨人の生れのものは一生涯衣食に窮することもなく、又その経験も知らぬ幸
福の人である。この星あるものは兼てなし財を積み身分を高め名をあげる。
自然に幸福の人である。
 - 金銀祿の生れあるものは女子は美貌であり、然らざるも夫を助ける内助の人
であり、男子にこれがあればその妻はよく夫を助け、或は妻家の財力に返し

身を正し家と商へ、幸福の生活をなすものであるが、若し妻が二度受ける時は
後には多く賤しき妻を迎へるものである。

- 紅艷あるものは男でも愛嬌がある、又女難がある。
- 流霞あるものは中風症の遺傳がある。男は他郷に死し、女は産厄がある。
- 學士あるものは男女とも感情鋭敏であり、男子は女性的である。
- 天財はまた自然の恵みである。この星あるものは自然の財を得て福祿となる。
- 來祿のあるものはたとへば丑卯の間、寅辰の間などにて巨財を得、人の遺産
などをうけることがある。
- 羊刃は凶星である。この星のあるものは吉凶二つの別れがある。或る者は福
良に或る者は凶殺である。又大に發達するものと然らざるものとある。或
は又手足を断ち、眼を失うやうな怪我通ちにやられることもあり。若年壯年
にして病死するものもある。またこれのために男女とも生れる戒児は盲た
ずして皆夭折するものである。或は又牢獄に入り、非業に殞れるものもある。
大抵身の弱いもの（之を身弱といふ）にあるものはよくない。身の強いもの
（之は身旺といふ）にあるものがよい。此れは却つて吉である。羊刃の年干

が生時の支と同じであれば父母は非業に死する。たとへば甲年生辰の卯時、乙年生辰の辰時、丙年生辰の午時の如くである。

第十二表

金年 月日 鐘	血年 月日 支	白年 月日 衣	地年 月日 魁	天年 月日 建	月 日
子	申	酉	巳	申	子
丑	酉	戌	午	酉	丑
寅	戌	亥	未	戌	寅
卯	亥	子	申	亥	卯
辰	子	丑	酉	子	辰
巳	丑	寅	戌	丑	巳
午	寅	卯	亥	寅	午
未	卯	辰	子	卯	未
申	辰	巳	丑	辰	申
酉	巳	午	寅	巳	酉
戌	午	未	卯	午	戌
亥	未	申	辰	未	亥

宮正 日氣	馬生 日成	月 日空	月 日德	天日 時德	驛 馬年	幸 蓋年	年 斷
丙子月	甲寅	丙	壬	巳申	寅	辰	子
	辛亥	甲	庚	庚乙	亥	丑	亥
	庚申	壬	丙	壬丁	申	戌	寅
	丁巳	庚	甲	申巳	巳	未	卯
	甲寅	丙	壬	壬丁	寅	辰	申
乙卯月	辛亥	甲	庚	丙辛	亥	丑	丑
	庚申	壬	丙	寅亥	申	戌	辰
	丁巳	癸	甲	甲己	巳	未	酉
	甲寅	丙	壬	癸戌	寅	辰	辰
乙丙月	辛亥	甲	庚	庚亥	亥	丑	巳
	庚申	壬	丙	甲己	申	戌	午
丁亥月	丁巳	庚	甲	庚乙	巳	未	未

- 日及ニルも羊及同様の働きとなす。多くは肺病、腦病、心臟病などで瘡、又は病兒が次ぎ次ぎに夭折する。然し多くは廿代にして病死するに至るもの。

である。

- 飛及二の星は羊及、日及ほどの凶星ではない。多くは熱し易く冷め易く、取
とめもなき性格をなすものである。

十二支より見る吉凶星

此星は年月日とも十二支より見るのである。

- 天耗あるものは目上の者にだまされて財をうばはれる。
- 地耗あるものは目下の者に暗^{くら}されて財を失ふ。
- 白衣あるものは多く妻子に先き立たれる。凶星と共にあれば短命である。
- 血及あるものは遺傳的の花柳病がある（腦病もある）。
- 血支あるものは遺傳的の胃腸病がある。
- 金鎖あるものは若死する。或は早く子を失ふ。
- 斷橋あるものは親戚と疎遠になる。
- 華蓋あるものは孤獨性である。僧となる人である。

- 驛馬あるものは時としては往定まらず、東西に轉じ南北に移り、孤獨とな
るものである。
- 天德は祖先の陰德である。凡ての凶事を解除する。
- 月德は祖先母系の陰德である。此星も凡ての凶事を解除する。
- 生成馬日は正氣官星生れは軍人、官吏になるによい。女子は勝氣すぎて、夫
を尅し、夫は世に出で難いものである。

四柱の組織

命理學に於ての四柱の組織は、たとへば家屋にすれば、その骨組である。吉
星はその骨組に用ゆる材料の出所のやうなものである。たとへば吉星の多くは、
木曾の山祿から出た繪材のやうなものである。凶材は木材である上に、節こが
だらけの悪材料のやうなものである。

さていかに檣材を用ひたとて、良工の手にかけなければ、良材は生きて來ない、檣材でバラック建築をしても、骨組がしつかりしてゐないから、大風が吹けば倒れまいとも限らない、悪材料でも骨組がしつかりしてゐれば、何外風雨に永持がする。

であるから、四柱の吉星凶星は實は、第二義的に見るものであり、その四柱こそ第一に肝心に見るべきものである。別項に述べた天月四德星の有無の如きは、強ちその人の運勢を大發させるものではない、然しそれが四柱組織のがつちりしたものに付けば、愈よ光輝を發揮する、バラック建築のやうな四柱についてわたのでは、凶害をのりぬける事はあつても、積極的に發展することは少い。バラック建築に先祖傳つた宝刀を飾つて見た所が、さつぱり飾り榮そのしないのと同じである。たとへば

明治四十四年十一月十八日午後一時半男子

食神	辛	亥	印	亥	胎
月令	己	亥	正官	巳	胎
壬	辰	承	貴	甲	月令

丙午 偏財 帝旺
の如き、壽命從財格の一つである、只亥の自刑、午の空亡を凶とするのみである、四柱組織は、辛壬癸の三星あり、調ゆる天地人中の人の三奇人の一つであるから、養子となつて大發達をなし、凶害ありともその凶害を最小限度に止めることが出来、好命をなすのである、即ち四柱組織がしつかりしてゐるのである、へろへろ建築ではない、檣材でないまでも相當の高層をなすのである、所が、

明治四十年二月十一日正午生男子

月令	丙	午	偏官	病
印	辛	丑	敗財	養
食神	庚	午	建祿	
壬	午	食神	胎	

午は福運、辛は大乙、巳は天德、壬は月德貴人、四柱に貴人星五つあり、といふ組織があり、これは本圖の檣材であるが、土は水の食神を癸すから、調は建築が雑である、建ては壞し、建ては壞しするやうなものであり、假建築の

索姦のやうなものであるのみならず、午は截路であり、年時の午午は返吟をなすから、哭泣姦瀾たるものがあつて甚だ悪い。時に大に救があるが、又時としては風火に逢つて破壊し盡すものである。四柱の組織がしつかりしてゐない、命理學を學ぶもの、又姦に思ひを致さねば、可なり。

○年上比肩星の作用

之から十干通星の作用を順を追つて記してみる。人の生年に於ける干支は祖父母の事を見る所であるが、普通父母の星として見てよろしい。その例。

明治十二年九月三日午後三時頃

己卯	比肩	死
壬申	正財	長生
己丑		
壬申	正財	長生

逆九年運 空亡午未 截路申

己月壬申時は水旺じて土は虚となる。申上には庚旺じて申絶す、己土の氣敗れ、庚は背縁をなす（背縁は逆行するものである）。若し四季の土運に通するは吉、又土運もよい、所が申が絶す、且酉年生れなればよい、酉は即ち食神を生ずるからである。

かくの如く年上に比肩あるは年少にして父にわかれる、即ち九才までは正財壬申、十八才までは偏財壬未食神、十九才に入り、四月父を尅して父死す、偶官庚午建縁して比肩するのである。

此命造、生日己土空しくなるも、年上に己あつて土尅水と父運を尅す、即ち父は早く世を去る、三十六才までは己己帝旺羊刃にして比肩である、羊刃は即ち財を尅すものであるが、己は申と三合のよろしきをなし、生日の己を旺じて救ひあり、三十六才までまづ無難である、三十七才より四十五才まで戊辰劫財の殺財を尅し凶となる、即ち水の財を尅す、かくして財縁に遠ざかるのを背縁といふ、四柱に官あれば背縁（乙甲といふ小縁に違ひ）してもよい、官屋なくして（偶官にあらず）逆行（逆行）にゆくは凶である、四十六才より丁卯偏印病

となり益々凶である。

又此の命申が截路空亡するによつて子がない。

○

明治二十九年二月三日午後三時生男子

	乙未	比肩	冠帶
	己丑	偏財	墓
月令	乙酉	(金)	建祿
偏財	癸未	偏印	墓

送九年運 空亡 午未 截路未

まづ乙日癸未時は、乙は癸を以て倒食とする、未中に丁火の食神がある、己土を偏財とする、癸を破る、故に丁火の食神害されず平常の衣祿を得る、月は又土氣に通するを以て吉である、金運に行くが吉である。

但し未は截路(へさへざりれる道)である、子を得がたい、又比肩、羊刃の運に凶である。

九歳は己丑偏財の殺である、我身は人相及び六壬法の謂ゆる財庫宮に入つた

ものである、それと同時にここでは偏財の殺があるから、父の運は衰へる、然して十四才己亥に逢へば父死す、十八才まで戊子正財病である、四柱にすでに四つの偏財がある、また財の病に逢ふて精神盜氣となる、然し子は天乙貴人ゆゑに大病をなすも死するには至らない、但し財が旺すれば母を耗す、年上の比肩未は水墓である、即ち大親の格である、然も二十八才は大運逆行して丁丁亥食神の死運である、流年は壬戌印殺墓運である、此年病めば母に先立ちて死することがある。

○

明治三十五年十月十六日正午生男子

	壬寅	比肩	絶
	庚戌	偏印	衰
月令	壬申		長生
印殺	丙午	偏財	帝旺

順八年運 空亡 戌亥

一此は晴陽三奇の格である、三奇といふのは、壬は己を以て官となし、丙丁

を財とする牛上に己丁帝旺する。これ駭馬である、即ち財官を得るのである、然して壬水は午に胎をうける、故に倚托があれば大吉である、金水に通するは即ち倚托があるものであり、月氣に通するものである。月令の午は即ち壬の親である、即ち貴格をなす。

この命は母を二人持つ、八年運庚戌偏印の冠帶、父に此の時すでに婦人あり、母はその男子と結婚して子を生んだ、これが此の命造の人である、即ち形式上母が二人あつた命になるのである。

而もその母たるや媒介によつての結婚ではなく父たる人と相思の仲になつて結婚したものである、それは戌中の辛、偏財の丙と暗合するからである。

順行十六才、辛亥印綬建祿、母が祿を建て、即ち家のしまりをする、十七才から二十四才までは壬子比肩帝旺羊刃である、歲運十七年午年子午の冲を起し、子は四柱の申と水衝し、寅戌の火局を破り、父死す、二十六才歲運辛卯にも亦母死す。

○

明治十七年七月十三日寅刻生男子

月令丁	甲申	帝旺
偏官	(癸卯水) 辛未	衰
	甲子	帝旺
	丙寅	長生

順八年運 空亡 戌亥

八才まで辛未正官の墓である、歲運八才辛未また正官の墓である、流年八才また辛卯帝旺である、その月七月辛未また正官の墓である、即ち本廟重々して比肩旺し土を尅して父死す。此の命火の偏官を忌み、土の印を破るを忌む、火は盜氣である。

○ 年上 劫 財

年上に劫財あるものは、その父が道樂者遊蕩家である。

(大命) 戊 申 年 火は劫財
癸 亥 月

丁 亥 日

此の生れは或る娘の命式である。父は地方から出京するたびに此の娘の嫁した先の婿をさそひ出して屢々芳嫁、洲崎と浮れ歩き、遂にその婿は花柳病にかかり、此の婦人にも傳染させ、手術までうけさせた。それでも父はでん然恥る色なく、以前として出京のたびに婿をさそひ出して遺棄をつくしてゐたのである。話を聞いただけでも實に人格劣時言語に絶し、人間の皮をかぶつた動物のやうな感じがする。

戊 戌 年 劫財

丁 巳 月

己 亥 日

これも戊土を制するものがなければ父は遺棄者である。時に甲木があればよい、なければ節度のない人間である。

甲 戌 年 劫財

己 巳 月 偏財
乙 丑 月

これは己中より庚金が出て劫財を制する。然し甲己の干合は父母は禮なき勝ちの結婚をした。そしてこの命を生んだ。この命も亦庚乙干合する、故にまた早く男子に通する、十九才にして男子を知る。

壬 辰 年 劫財

癸 卯 月

癸 亥 日

時上に土あらば劫財を制する、火あらば妻がまける、父は幾子であつて遊蕩家である。幾人の女に逢ふかわからない。

庚 寅 年 劫財

戊 寅 月

辛 未 日

戊癸干合あれば庚金制せられて劫財働かない。然しこの命式の人の生れる前は父も幾人かの女を知つてゐる。故にこの命は父に取つて過徳上の救ひの神で

ある。

年上に劫財ありて制なくば、父はたとへ幾才になつても死するまで遺棄をやめぬものである。表面はかくしてゐても内々にやつてゐるものである。それは子供がどんなに隠してゐても命理の上からは現はれるものである。

劫財が旺し、且羊刃になつてゐれば尚さらである。羊刃は將旺である。干合中に羊刃あるも同じである。

丙午年 劫財
庚子月
丁酉日

時上に水がなければ父は遺棄ものである、それがために花柳病の遺傳を持つてゐる。子中に水があるが、子求の害で活用しない。

○年上敗財

年上に敗財あるものは男女とも年上に比肩星あると同じであるが、而も敗財あるはその父の財政上破たんを生じた時に生れ、且子の遺父にさざり、若し又偏宮あつてその敗財を救はざれば兄は早くよりその父を養はなければならぬ事になる。謂はばその父は財政上に於て或る成果を得なかつたものである。

たとへば

乙酉年 敗財
戊寅月 偏財
比肩 甲午日
癸酉時 印綬

の如き印綬干合をしてゐる、酉の敗財は始め年上に胎し、後死に変化してゐる、八才まで偏財運碌する故父は始め尚親かりであり、且自己の生活能力なさいものであつた、九才以後父死し、母はまた後夫を得た、(主の母丁と合す)、その間暫らく伯母(父の兄弟)の世話になつた、この叔父伯母の關係は洲邊子平中にあるが、研究者の便のために格式秘傳第七篇中に掲げておいた、ついで見られたい。

年上敗財は何れにしても父の失敗中に生れた事を意味する、その外にその人
晩年に至れば又同様財政上の破たんが生ずるものである。然し敗財を干合する
ものがあるればこの限りではない。

及び敗財は甲乙に取つては弟妹（男女とも）である。故にその兄姉に敗財の
人がある。丙丁に取つては母及び第二の母である。母に敗財あり、貞操を欺く
ことがある。（男子丙の甲は正母、戊は第二母、女命はその逆）、戊己は男命
は叔が女児である。女児敗財する。女命はまた我母又は第二母となる。又伯母
か母が敗財して男性のために失敗することがある。庚は男命は正妻女命は姑、
辛は男命は父、女命は夫である。その何れかが敗財し、貞操を欠くことがある。
壬癸は男命は女孫、女命は父姑とする。これらが敗財する。

敗財の意味は財政上に破産を生ずるが、また貞操をも欠くことがあり、且財
的能力を削ぐものもある。これまで記し來つた年上比肩、年上劫財も亦これ
と同じやうな事がある。その詳しき配列は格式秘傳講義第七講について知られ
たい。

○ 年 上 傷 官

傷官は本録の七殺といふものであるといふ事は講義中に記した、これが年上
にある場合はどうなるかといふと、これも亦實政命理學講義并に格式秘傳中に
記してあるから、事新しくここに説く必要もないやうであるが、年上傷官とな
ると又別の見方がある。たとへば甲日生れたものが、そのまま丁火（傷官）を
年上に生ずることになると、傷官の逆氣となるを以て、資財は累年に消耗して
五十才代に至れば空となるものである。且傷官は我れの生ずる児であるから、
その子は傲慢不遜であつて親を親とも冠はず、且母の胎くりなどをしほり取り、
又父を尅し、着にも褲にもかからぬものが生ずることがある。これは乙日の木
がそのまま年上に食神として生ずるのも同じであるが、傷官の方が手ごわい。
年上傷官は父を尅すとはこのわけである。

丙の己を年上に見るも、戊の辛を年上に見るも、庚の癸を年上に見るも、壬
の乙を傷上に見るもこれを制するものがなければ、財産を散逸するの禍ひがあ
る。